

～ 3月 は「自殺対策強化月間」です～

守りたい・たいせつなのち

問合せ 健康増進課 ☎(42)8421

警察庁の発表によると、令和5年には全国で21,837人が自殺で亡くなっています。

●自殺は誰にでも起こり得る問題です

自殺は、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや障がい・DV・ハラスメント・差別などによる孤独・孤立など、さまざまな社会的要因によっても引き起こされます。

●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

自殺の要因はさまざまですが、その多くが追い込まれた末に、正常な判断を行うことができない状態となり自殺に至っています。

まずは、ひとりで悩みや問題を抱え込まないようにすることが大切になります。もし、身近な人の変化に気づいたら、声をかけることで寄り添うようにしましょう。

下記のような相談窓口もあります。

【こころの相談に関する窓口】

相談窓口	電話番号	詳細情報
こころの相談（健康増進課）	☎(42)8421	相談時間などはこちら 
埼玉いのちの電話	☎048(645)4343	
	☎0120(783)556	
チャイルドライン (18歳以下の子ども専用)	☎0120(99)7777 (その他チャットあり)	
こころのサポート@埼玉 (LINEで心理カウンセラーに相談できます)	LINE 友達登録 	毎日午後7時～11時 (受付は終了30分前まで)

大正11年(1922年)3月3日、我が国初の人権宣言といわれている「水平社宣言」が出されました。この宣言は、被差別部落の人々が差別からの解放を目指して創立した「全国水平社」の創立大会で読み上げられたといわれています。

「水平社宣言」の「水平」という言葉には、「人間は生まれながらに平等な存在である」という理念が込められています。この宣言は、「人間を尊敬し、大切にしよう」として差別はなくしていける」という思いと共に、「全ての人がどんな差別も受けることなく、人間らしく生きて行ける社会の実現を目指したものでした。」

近年ではスポーツの世界においても、サッカーリーグの「3つのフェアプレー宣言」(ピッチ上のフェアプレー、)

人権 それは 愛 平等な社会を目指して

レー、健全な経営の実践、差別根絶等を含む社会的責任を果たすことやバスケットボールリーグの「Cherish with smile, Respect with respect」(笑顔と敬意をもって応援しよう)などが試合の際に読み上げられ、メディアやSNSを通じ発信されるなど、「水平社宣言」の理念のもと差別や誹謗中傷等の不当な行為の根絶に向けた様々な取り組みが行われています。

皆さんも、差別行為を他人事とせず、自分の事としてとらえ、次世代を担う子ども達のためにも、全ての人の人権が尊重され心豊かな社会の実現を目指し、一人ひとりが差別や誹謗中傷をなくすことについて考えをみましょう。

公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、年金からの天引き(特別徴収)により納めている人は、引き続き特別徴収します。

市民税・県民税・森林環境税 問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133・☎(43)1125

4月からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

現在、市民税・県民税・森林環境税を特別徴収で納めている人は、前年度に年金から徴収した税額の半分を4・6・8月の3回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市民税・県民税・森林環境税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、特別徴収が中止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

国民健康保険税 問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 143・☎(43)1125

4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険税と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険税の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
- (2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢65歳～74歳の人
- (3) 世帯主の年間の年金受給額が18万円以上の人
- (4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受給額(対象については以下の例参照)の2分の1以下の人

【対象公的年金の優先順位の例】

1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金および遺族年金など
※令和7年度中に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。
※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

後期高齢者医療保険料 問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 147・☎(43)1125

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 後期高齢者医療制度に加入している人
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人
- (3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額(対象については国民健康保険税の例参照)の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

介護保険料 問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・☎(43)5600

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 介護保険第1号被保険者
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。